

○国家公安委員会規則第六号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号、別記様式第五号、別記様式第七号及び別記様式第十一号から別記様式第十三号までの様式中「、行政不服審査法（昭和三十七年法律第160号）に基づき」を削り、「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。